

調査報告書(概要版)

令和3年3月26日

岡山県立岡山操山高校生自殺事案に関する
第三者調査委員会

目次

1 当委員会への諮問事項.....	1
2 当委員会の開催経過.....	2
3 調査対象資料.....	2
4 当委員会が認定した事実(自死に至るまでの事実)の概要.....	2
5 本件生徒の自死(本件自殺)の原因について【要約】.....	6
6 学校及び岡山県教育委員会の本事案発生前の対応上の問題点【要点】.....	6
7 学校及び岡山県教育委員会の本事案発生後の対応上の問題点【要点】.....	7
8 提言.....	7
おわりに.....	17

1 当委員会への諮問事項

- (1) 本件自殺に至るまでの事実経過及びそれらの事実の背景等を調査し、本件生徒に何が起きたのかを明らかにすること。
- (2) 本件自殺に至るまでの事実経過において、本件学校の本件生徒に対する対応の事実経過及びそれらの事実の背景等を調査し、本件生徒に何が起きたのかを明らかにすること。
- (3) 前記(1)及び(2)に規定する調査で明らかになった事実を踏まえて、本件自殺の原因について究明すること。
- (4) 前記(1)及び(2)に規定する調査によって明らかになった事実に対して、本件学校及び岡山県教育委員会(以下「県教委」ということもある。)がどう対応したのか、又は対応しなかったのかを明らかにし、本件学校及び県教委の本件自殺前後の対応が適切であったかを検証すること。
- (5) 前記(1)～(4)に規定する調査等によって明らかになった結果を審議し、岡山県の子どもが健やかに生きるための環境整備の視点も踏まえた再発防止に関する提言(以下「本件提言」という。)を行うこと。

2 当委員会の開催経過

委員会の会議を26回、Webを利用しての打ち合わせを14回実施した。

3 調査対象資料

- ・ 岡山県立岡山操山高等学校（本件学校）及び県教委等から提出された資料
- ・ 本件生徒の遺族から提供された資料
- ・ ヒアリング調査の結果

（ヒアリング実施人数）

元生徒30名、教職員17名、保護者2名及び遺族2名の合計51名。

延べ62回の聴き取り調査を実施した。

4 当委員会が認定した事実（自死に至るまでの事実）の概要

(1) 本件生徒は、平成24年7月25日の晩に、自死した。当時、本件学校の高校2年生であり、野球部にマネージャーとして在籍していた。本件生徒は、とてもまじめな生徒であるが、特異な性格を有する者ではない。なお、本件生徒の家庭に、特段の問題点は見出されない。

(2) 本件生徒は、本件学校に入学後、本件学校の野球部に入部した。

なお、野球部の監督は、S氏であり、S氏による野球部員に対する指導には、行き過ぎた指導があり、ときには、部員の人格を否定するような発言や心理的に多大な負荷をかける発言（「死ね」や「帰れ」など）をしていた。また、感情的になって怒鳴ることが多く、ある部員の態度が気に入らないとしてパイプ椅子を振り上げる、部員に対して、到底捕球できないところに何回もノックの球を打つ、試合に負けたら部員全員を長距離ランニングさせるなどの罰を課す、などしていた。当委員会は、これらS氏による指導の中には「体罰」に該当するものがあると判断している。

本件生徒は、普段から、S氏に委縮していた。

(3) 本件生徒は、平成23年10月2日の野球部での練習試合後に、野球部日誌に、「自分はベンチにいても、ただ立っているだけで、無意味な存在でした。自分はチームにとって存在価値がないので、これからはチームの役に立つよう頑張りたいです。」と記述した。このころ、本件生徒は、ピッチャーになることを志望していたが、試合には出してもらえていなかった。

(4) 本件生徒は、平成24年2月ころ、野球部を辞めたいと考えるようになり、野球部の練習も休みがちになった。同月6日、本件生徒は、野球部日誌に、「もう自分の存在価値も目標も分からなくなった」と記述していた。翌7日の野球部での自己啓発を目的としたミーティングでも、本件生徒は、「自分には長所はありませ

ん」旨を発言した。同月半ばころには、本件生徒は、同級生の部員に対し、「野球部が面白くない、勉強したい」と述べるなどしていた。本件生徒は、平成24年4月初めころまで、野球部の練習を休みがちであった。

(5) 同年4月半ばころ、本件生徒は、野球部に新1年生が入部したことで、自らを鼓舞した。野球部日誌に、抱負を語り、自分の強みをボールにバットに必ず当てられることであり、三振したことがないことであると記述した。4月末から5月初めの練習試合では、本件生徒は、サードのポジションで試合に出してもらっていた。

(6) 同年5月26日、本件生徒は、野球部の鳥取遠征に参加した。本件生徒は、練習試合前のノック練習の際に、S氏から到底捕球できないところにばかり球を打たれ、「声を出せ」と怒鳴られた。更に、S氏は、本件生徒に対し、「声が出せないのなら、帰れ」「いらんわ。おまえなんか制服に着替えて帰れ」と怒鳴り、「ベンチにも入るな」と叱責した。本件生徒は、制服に着替えた上で、練習試合2試合とも一塁側のバックネット裏にいて試合を見ていた。同級生の部員は、本件生徒がとても落ち込んでいる様子だったと述べている。

なお、S氏は、鳥取からの帰りのバスの中で、部員に対し、「寝るな」「自分たちで反省して考えろ」「試合を振り返って反省点を30個挙げろ」と述べるなどしていた。

(7) 同年6月10日に野球部で練習試合が行われた。本件生徒は、サードのポジションで試合に出してもらえたが、試合中にミスをしてしまった。S氏は、本件生徒に対し、「2年生なのに、そんなことをしていいんか!」「ルールを知らん三塁じゃから、誰か三塁にルールを教えちゃれ」などと罵った。本件生徒は、試合途中で交代させられた。

本件生徒は、帰宅後すぐ、母に対し、焦点が合っていない目で「もう耐えられない。もう嫌じゃ。もう辞める」と言い、野球部からの退部を決意した。

(8) 同月11日、本件生徒は、S氏に対し、野球部からの退部を申し出た。このとき、S氏は、本件生徒に対し、「何で今の時期なん?夏の大会前の3年生の気持ちが分からないのか。チームの士気が下がるだろう」と叱った。本件生徒は、退部を申し出た後に、同級生の部員に対し、「S氏から怒られるのが嫌で、野球部が面白くない」旨述べた。

(9) 本件生徒は野球部を退部したものの、野球部の同級生から、野球部に戻ってくるよう誘われた。また、本件生徒の親も、本件生徒に対し、「勉強があんまりなら、部活を頑張る?」と言っていた。

(10) 同年7月21日、本件生徒の一つ上の学年(3年生)の野球部員とマネージャーが野球部を引退した。野球部には、マネージャーが一人もいなくなった。本件生

徒は、野球部にマネージャーとして戻ることに決めた。なお、本件生徒の父は、本件生徒に対し、「マネージャーで戻るんだったら、止めておけ。戻るとしたら、選手の方がよいのではないか」と言っていた。

同月22日、本件生徒は、野球部の同級生に対し、マネージャーとして戻りたいと伝えたところ、同級生らは皆これを歓迎した。

- (11) 同月23日朝、本件生徒は、S氏に対し、マネージャーとして野球部に復帰したいと伝えた。しかし、S氏は、最初は相手にしない態度をとり、本件生徒が何度もお願いして初めて野球部への復帰を認めた。S氏は、このとき、本件生徒に対して、「1回辞めたんじゃから、覚悟はできとるんじゃろうな」と述べていた。

同日午後、本件生徒は、野球部のミーティングに参加した。このミーティングの最中に、S氏から、「マネージャーなら自分から気づいて板書くらいしろ、それくらい気遣いができんとマネージャーじゃねえで」などと叱られた。

なお、本件生徒は、そもそもS氏からマネージャーの仕事内容について説明を受けたことはなかった。

- (12) 同月24日、本件生徒は、野球部の練習に朝練から参加し、本件学校での補習授業を受け、午後から再び野球部の練習に参加した。

S氏は、この野球部の練習において、3年生引退後の新チームを鍛え上げようという考えから、野球部員らに対し、極めて厳しい言動をし、怒鳴り続けた。本件生徒も、S氏から、「お前も声を出して雰囲気盛り上げていけ」「男のマネージャーでさっきまでプレーしとったんじゃから、声掛けしてやれることがあるじゃろうが」などと怒鳴られ、ノックの球出しのタイミングが悪いと怒られた。また、本件生徒は、S氏から、「他の部のマネージャーに世話になるようなことをするな」「しっかりせえ」と怒られ、「グラウンドでは何が起こるか分からないから、グラウンドから目を離すな」と言われた。

- (13) 同月25日、本件生徒は、午前6時55分に起床し、午前7時10分には自宅を出て自転車で本件学校に向かい、野球部の朝練に参加した。なお、本件生徒は、自宅を出る前、持参しようと思っていた氷が一晩では凍らず、持参できないことを気にしていた。

同日午後、本件生徒は、野球部の練習に参加した。この日も、猛暑の中、S氏によるノックが行われた。

本件生徒は、この日も、S氏から、「プレイヤーの気持ちが分かるだろう。声を出せ」と言われた。S氏は、他の部員が聞いている中で、本件生徒に向かって「男子だし、マネージャーだったら声を出せ。声を出さなかったらマネージャーの存在価値はねーんじゃ。元選手ならわかるーが」と叱責した。

1年生の部員の足がったので、本件生徒は、氷を取りに行き、介抱した。しか

し、本件生徒が氷を持ってくるのが遅いとして、S氏は、本件生徒に対し、「マネージャーだったら、ちゃんと対応せえ」ときつく叱った。

その後、今度は、1年生の別の部員が体調不良を訴え、自発的に練習への参加を止め、休憩に入った。S氏は、その部員に対し、「マネージャーに氷を持ってきてもらえ」と指示した。S氏は、本件生徒の姿が見当たらなかったことから、本件生徒の名前を何回も大声で叫んだ。このとき、本件生徒は、部室の清掃をしていたことから、呼ばれていたことに気づかなかった。本件生徒は、練習の合間の休憩中に、S氏から「マネージャーは体調不良の部員から目を離すな」と叱られた。本件生徒としては、部室の掃除や整理整頓等のマネージャーの仕事があり、常に部員から目を離さないということは難しかった。

練習終わりのミーティング終了後、S氏は、本件生徒だけ、炎天下のグラウンドのホームベース付近に残した。S氏は、上述のとおり、本件生徒を呼んでも現れなかったことから、本件生徒に対し、「何をしよったんだ」と問い詰めた。本件生徒は、何も答えなかった。S氏は、「何をしよったのか聞きよるじゃろうが！」と大きな声で問い詰めた。本件生徒は、黙っていた。S氏は、何も答えない本件生徒に腹が立ち、「熱中症で倒れた部員がいたら氷の用意をせい！」「他のマネージャーにしてもらっとるがな！」「部室におっても外の様子は気にしとけ！」「マネージャーならグラウンドから目を離すな！」「練習中は何が起こるかわからんから、グラウンドにおれ！」「マネージャーなんだから、きちんとマネージャーの仕事をしろ！」「呼ばれたら、ちゃんとグラウンドに出ておけ！」などと怒鳴りながら叱責した。この叱責の間、本件生徒は、ずっと黙っていた。

本件生徒は、かなり落ち込んだ様子で部室に戻ってきた。同級生の部員が、本件生徒を心配して「気にするなよ。聞き流しておけよ」と慰めた。すると、本件生徒は、「俺は大丈夫だから」と返答した。

午後6時ころ、本件生徒は、同級生の野球部員3人と一緒に自転車に乗って下校した。下校途中、一緒に帰っていた部員の1人の足がつった。同級生らが談笑していたところ、本件生徒は、「俺、帰るわ」と言って自転車に乗ったまま先に帰ろうとした。3人のうち1人が、「ちょっと待ってや」「マネージャー、助けてや」とおどけながら呼び止めた。本件生徒は、暗い表情で「もう帰る」と返答した。「マネージャー、助けてや」と言った部員は、本件生徒の様子がいつもと違うと感じ、「たくさん体調不良者が出て大変じゃけど、これからもマネージャー頼むわ」と言った。ところが、本件生徒は「もう俺はマネージャーじゃない。存在してるだけだ。」と述べてその場を立ち去った。

本件生徒は、午後6時30分ころには、自宅に帰宅したと考えられるが、しばらくのちに、自宅を出た。その約1時間半後には、自死した(本件自殺)。

5 本件生徒の自死(本件自殺)の原因について【要約】

本事案において、本件生徒が自死することとなった要因として、学習面や交友関係での悩みなどを挙げるができる。

しかし、本件生徒の自死と強い関連性があると言える要因としては、マネージャーとして野球部に復帰した本件生徒が、もう野球部を辞めることはできないとの心境にあったことに加え、本件生徒がS氏に対して畏怖していたという関係性がある中で(本件生徒は、野球部をいったん辞めていたが、それ以前において、本件生徒自身も、S氏から体罰を受けたことがあったし、精神的打撃を受ける言動をされたことがあった)、自死する直前に、S氏が本件生徒を激しく叱責したことにあったと言える。なお、自死する直前の、グラウンドに残されて叱責を受けた行為は、S氏による本件生徒に対する「体罰」に該当する行為であった可能性が高く、熱中症の危険に晒しながらの叱責であったのであるから、少なくとも、本件生徒に対して著しく配慮に欠けた指導であった。

本件生徒は、かねてより、野球部における自分自身の存在価値に疑問を覚えてきたところ、自死直前の叱責により、改めて自分自身の存在価値を否定したものと考えられる。本件生徒は、自分自身の存在意義に対する無価値感や、野球部内での孤立感をより強くし、マネージャーとしてであったとしても、野球部にいる限り、このような感覚が今後も継続するという強い苦しみを主観的に覚え、心理的視野狭窄に陥って、自死するに至ったものと判断する。

そして、教育倫理的ないしは法律的な観点から、本件生徒の自死を惹起した必要条件と言えるのは、S氏と本件生徒との間に形成されていた関係性を背景とする、S氏からの本件生徒に対する激しい叱責等であったことは明らかである。

よって、当委員会は、本件生徒が自死した原因は、本事案発生前に既に形成されていたS氏と本件生徒との関係性を背景とする、S氏からの本件生徒に対する激しい叱責等にあったと結論づける。S氏の本件生徒に対する言動は、教員という立場を利用したハラスメントであったとも言える。

6 学校及び岡山県教育委員会の本事案発生前の対応上の問題点【要点】

- (1) 全校的に生徒の自死を想定した体制づくりをしていなかった
- (2) 野球部が激しく厳しい指導体制であった
- (3) 実質的に監督(主顧問)の教員一人による指導体制であった
- (4) S氏による指導を支持する者がいた
- (5) 「高校生活に関するアンケート」の結果を用いた対応が遅い
- (6) 本件生徒の心情面での変化をキャッチできていない

7 学校及び岡山県教育委員会の本事案発生後の対応上の問題点【要点】

(1) 本件学校の事後対応における問題点

- ・ 当初から遺族の心情に寄り添った対応ができていない
 - 遺族の心情の変化を理解できていない
 - 遺族の意向を踏まえることなく記者会見を実施（平成25年2月13日）
 - 緊急保護者会の議事録を適時に提供できていない（平成25年2月14日）
 - 生徒集会で遺族の了解していない内容を説明した（平成25年2月15日）
- ・ 自死の原因を究明する姿勢を欠いていた
 - 文部科学省の指針に基づく対応すらできていなかった
 - 遺族から原因究明の要望を受けても、徹底した調査がなされなかった
- ・ 生徒・保護者への事情説明、教職員への情報共有が不適切であった
- ・ 教職員等への情報共有が徹底されていなかった
- ・ 野球部の活動再開等の判断に誤りがあった
- ・ 本件学校がS氏を野球部の監督に慰留していた
- ・ S氏の処遇に関する情報が遺族に情報提供されなかった
- ・ 情報管理に不備があった（遺族が望んでいないにもかかわらず、本件生徒が自死した事実が同級生に知れることになった）
- ・ 遺族からの第三者委員会設置の要望を速やかに取り上げなかった

(2) 岡山県教育委員会の事後対応における問題点

- ・ 初動における本件学校に対する指導が著しく不十分である
- ・ 岡山県教育委員会による調査が不十分であった
 - 調査にあたり遺族との協議や遺族に対する説明がなされていない
 - 調査が限定的で不十分なものであった
- ・ 第三者委員会の設置があまりにも遅すぎる
- ・ 平成25年10月30日のマスコミ報道の内容が遺族の認識と異なっていたことにより遺族の怒りを招いた

8 提言

(1) 部活動指導のあり方を見直すべきである

部活動指導の在り方

- ① 部活動の指導を顧問教員任せにするのではなく、学校・教職員全体として、部活動及び生徒の実情に関する情報を日常的に交換・共有して運営・指導する。
- ② 教育課程との関連に留意して、部活動の適切な活動時間と休養日等を設定し遵守する。
- ③ 楽しさや喜びを味わうことができ、かつ、自らの成長発達を感じ取ることができる部活

動の実現のために、部活動の指導者は、生徒の様子を観察・状況理解に努める。

- ④ 学校長、教職員及び生徒（部員等）間の活発な意見交換を踏まえて、部活動の指導・運営等の改善を図る。

高等学校における部活動指導の在り方

- ① 顧問の教員だけに部活動の運営指導を任せるのではなく、学校組織全体で部活動の目標、指導の在り方を考え、指導の目標や内容を明確にした計画を策定し公表する。
- ② 生徒の意欲や自主的、自発的な活動を促す適切な指導方法、コミュニケーションと体罰・ハラスメント（パワーハラスメントを含む。）などの許されない指導とをしっかりと区別し、部活動の指導において体罰やハラスメント（パワーハラスメントを含む。）を根絶する。
そして、指導にあたっては、それが科学的・合理的な内容と方法であることを生徒が理解・納得できるよう、十分に説明することが重要である。
- ③ 岡山県教育委員会は、「岡山県運動部活動の在り方に関する方針」を確実に実行する。

部活動指導者の役割

「実技指導」を行うに当たって、部活動指導者として求められる自覚と配慮という点で参考となる、以下の「グッドコーチに向けた『7つの提言』」を援用する。この「7つの提言」は、学校の部活動指導においても大変有益と思われる。

「グッドコーチに向けた『7つの提言』」

- ① 暴力やあらゆるハラスメントの根絶に全力を尽くしましょう。
暴力やハラスメントを行使するコーチングからは、グッドプレーヤーは決して生まれないことを深く自覚するとともに、コーチング技術やスポーツ医・科学に立脚したスポーツ指導を実践することを決意し、スポーツの現場における暴力やあらゆるハラスメントの根絶に全力を尽くすことが必要です。
- ② 自らの「人間力」を高めましょう。
コーチングが社会的活動であることを常に自覚し、自己をコントロールしながらプレーヤーの成長をサポートするため、グッドコーチに求められるリーダーシップ、コミュニケーションスキル、論理的思考力、規範意識、忍耐力、克己心等の「人間力」を高めることが必要です。
- ③ 常に学び続けましょう。
自らの経験だけに基づいたコーチングから脱却し、国内外のスポーツを取り巻く環境に対応した効果的なコーチングを実践するため、最新の指導内容や指導法の習得に努め、競技横断的な知識・技能や、例えば、国際コーチング・エクセレンス評議会（ICCE）等におけるコーチングの国際的な情報を収集し、常に学び続けることが必要です。
- ④ プレーヤーのことを最優先に考えましょう。
プレーヤーの人格及びニーズや資質を尊重し、相互の信頼関係を築き、常に効果的な

コミュニケーションにより、スポーツの価値や目的、トレーニング効果等についての共通認識の下、公平なコーチングを行うことが必要です。

⑤ 自立したプレーヤーを育てましょう。

スポーツは、プレーヤーが年齢、性別、障害の有無に関わらず、その適性及び健康状態に応じて、安全に自主的かつ自律的に実践するものであることを自覚し、自ら考え、自ら工夫する、自立したプレーヤーとして育成することが必要です。

⑥ 社会に開かれたコーチングに努めましょう。

コーチング環境を改善・充実するため、プレーヤーを取り巻くコーチ、家族、マネージャー、トレーナー、医師、教員等の様々な関係者（アントラージュ）と課題を共有し、社会に開かれたコーチングを行うことが必要です。

⑦ コーチの社会的信頼を高めましょう。

新しい時代にふさわしい、正しいコーチングを実践することを通して、スポーツそのものの価値やインテグリティ（高潔性）を高めるとともに、スポーツを通じて社会に貢献する人材を継続して育成・輩出することにより、コーチの社会的な信頼を高めることが必要です。

コーチング推進コンソーシアム、平成27年 3 月 13 日

(2) 自死への対応

情報収集

- ① 調査は学校が主体的に行う。
- ② 自死した生徒が置かれていた状況について、すべての教職員から迅速に聴き取り調査を行うとともに、その生徒と関わりの深い生徒からも迅速に、かつ、慎重に聴き取り調査を行う。
- ③ 自死した生徒が置かれていた状況として、学校における出来事などの学校に関わる背景がある可能性がある場合、あるいは、遺族から更なる調査の要望がある場合には、より詳しい調査を実施する。その際には、事前に遺族と協議し、遺族の意向を十分に踏まえた上で行う。
- ④ できる限り、偏りのない資料や情報を多く収集し、それらの信頼性の吟味を含めて、客観的に、また、特定の資料や情報にのみ依拠することなく総合的に分析評価を行う。
- ⑤ 情報が無いからといって、早い段階で生徒同士のトラブルや教職員の不適切な対応はなかったと決めつけない。

教職員間の情報共有と連携

- ① 校長の適切なリーダーシップのもとに、保護者への対応窓口、報道への対応窓口、遺族への連絡担当者などを置き、チームとして対応する。その際、学校危機の実務経験のある教育委員会職員やスクールカウンセラーなどの助言をよく聞いた上で対応を進

める。

- ② 「校内危機管理チーム会議」を開催する。構成員は校長、教頭、関係する教職員、スクールカウンセラーなど。
- ③ 学校全体の方針や報道対応、保護者会、遺族への対応などは、校長を中心とする幹部教職員などによる「本部」で協議・決定する。
- ④ 全教職員で共通認識すべき内容はしっかり共有する。
- ⑤ 教職員間の役割分担は平時に決めて備えておく。

生徒・保護者への説明及び外部への情報発信

- ① 外部に出せる情報は何なのかを明確にし、保護者、生徒、マスコミへの説明がちぐはぐにならないようにする、文書で示せる内容、口頭でのみ伝える内容、質問があってから説明する内容などに分ける、情報発信の担当を一元化するなど決められた方針に従って正確で一貫した情報発信をする。
- ② 自死の事実を公表する際は、あらかじめ遺族から了解を得る。
- ③ 生徒に対しては、その学年、成長・発達の程度に応じた事実の伝え方をより綿密に準備する（伝える内容の基本形を定めた上でそのクラスに即した伝え方を用意する、遺族が自死の事実を伝えないでほしいと希望した場合は伝え方を工夫する、全校集会で校長から伝える場合は、集会は短く終えてすぐに各クラスで対応するようにする、生徒たちの反応に対処できるように心配なクラスや保健室には補助の教職員やスクールカウンセラーなどを配置する、別室を用意して応援の教職員やスクールカウンセラーなどが対応できるようにしておくなど。）。クラスでの伝え方については、事実を伝え、感情を表現させ（反応の強い生徒には別の機会に個別に関わる、スクールカウンセラーなどにつなぐことを考える。）、これからどうするかを話す（辛くなったときに誰に相談するのかを話し合う、友達、家族、教師の他に、カウンセリングや相談先がどこにあるかを教えるなど。）。
- ④ 保護者に対しては、保護者会を開催するなどの方法によって早い時期に正確な情報提供を行う（発生した事実、学校の対応、今後の予定、子どもへの接し方や学校内のカウンセリング、外部の医療機関や相談先の情報などを伝える。）。その際、説明する事実については、あらかじめ遺族と協議し、遺族の意向を踏まえた内容とする。PTAがある場合は、保護者の代表としての立場から言うべきことを言ってもらい、協力できるところは協力してもらおう。

生徒の心のケア

- ① 養護教諭、教育相談担当者、スクールカウンセラー、学年主任、関係する担任や部活動顧問などによる「ケア会議」を開き、ケア全体を統括するとともに、配慮が必要と考えられる生徒を中心に全体の把握に努める。

- ② 個々の生徒の心の状態を評価する（自死が起こった後に周囲の生徒の心と体にしばしば現れる反応が出ていないかを観察する、このような反応の有無にかかわらず、配慮が必要な生徒〔自死した生徒と関係の深い生徒、これまで自死に及ぼうとしたり、自死をほのめかしたりしたことのある生徒、もともと精神保健上の課題を持つ生徒、自死の現場を目撃した生徒など。〕をリストアップする。）。
- ③ アンケート調査を実施する場合、実施の時期、実施する主体・対象、記載させる場所、ケア態勢などを詰める。このとき、実施の判断を含めて必ずスクールカウンセラーなどの助言を受ける。
- ④ スクールカウンセラーなどと協議し、気になるケースには必要に応じて家庭訪問や面談、電話連絡を行う（ショックや自責感の強い生徒はスクールカウンセラーなどにつなぐ。治療が必要な場合は医療機関を受診させる。）。
- ⑤ 配慮の必要なケースへの当面の対応を優先しつつも、広く希望者の相談を受けられることができる態勢を用意する。
- ⑥ 専門職（スクールカウンセラーなど）を積極的に活用する（個々の生徒のカウンセリングだけでなく、「校内危機管理チーム会議」、「ケア会議」など、学校全体の危機対応や心のケアを進める際にも専門職を活用する。生徒だけでなく、教職員や保護者の心のケアにも専門職を活用する。）。

(3) 自死の予防

自殺予防の在り方-校内の環境づくり

- ① 教員は毎日行われる健康観察等を通して、生徒の出席状況や体調面から、気になる生徒の早期発見し、課題を抱えている生徒の見守りや情報共有を行う。
- ② 学校は、教育相談体制の充実に向け、担当者（教育相談コーディネーター等）を中心に体制づくりを行い、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどの専門職とも連携して、多様な生徒の課題への対応にあたる仕組みを構築する。
- ③ 学校は、実施されるアンケートなどの実態把握のツールを十分に活用し、すべての生徒のスクリーニングを行うとともに、内容を検討する際には、各専門職から意見を得るなどして、適切かつ迅速な生徒支援に向けた対応ができるよう努める。
- ④ 教員の日常業務として行われている出席や成績などの教育評価や、部活動への参加状況などを、生徒の実態把握の手がかりとして、問題があれば早期に情報共有する。また、その必要性を教員間で周知し、適切なチームでの支援につなぐ。

(自殺予防における)下地づくりの教育の在り方

- ① 自殺予防の適切な実施に向け、学校は自殺予防の全体計画を立て、全教職員の適切な理解と対応方針や内容に対する合意を得て、具体的に取り組む。

- ② 自殺予防の下地づくりとして、生命の尊重・心身の健康・温かい人間関係作りについての年齢相応の知識の理解と、実際の対応方法の把握、及び具体的実践に向けたスキルの習得を目指す。
- ③ 教育相談や生徒指導などの担当者と管理職は、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の協力も得て、自校に適した教育内容を検討し遂行する。
- ④ 生徒の中には、経済的・環境的・器質的、その他の理由で、学校適応に支障のある者がいることを念頭におき、入学時や日常に得られた情報を活用し、対応する。

自殺予防教育

- ① 学校は、生徒が、心の健康に関する価値づけや、自分自身の心のコンディションが不調になった際に、何らかのケアが必要であることを学習しておくことができるような機会を提供し、生徒自身や仲間が困難に陥った際に、適切に対処できるようにする。
- ② 学校は、生徒が他者に自分の援助のニーズを的確かつ適宜に伝える方法を学び、また、他者の援助のニーズを察知したり、適切な声かけをしたり、大人の援助が必要と判断した時点で、大人につなぐことができるための学習の機会を設ける。
- ③ 学校は、上記①②が、学校生活のすべての場面で行われるよう、授業・ホームルーム・部活動等の担当者に向けた研修の機会を設ける。

学校全体の校内体制の在り方

- ① 学校は、生徒支援に関する校内体制について、全関係者間で年度当初などに、合意形成し、適切な対応方針に関する共通理解が得られるようにする。
- ② 学校は、心のケアに関わる専門職や校内の担当者の協議により、学校種や教育課程の特徴とも適合した、適切な教育内容が、体系的に実施されるよう努める。
- ③ 学校は、生徒支援に関する体制づくりにおいて、課題を抱えた生徒を把握し、対応した後も、的確に事後の見守りや指導が行われるよう、フォローアップ体制を整備する。

(4) 生徒支援の在り方

生徒全体に届く支援

- ① 教員は、共感的な態度を醸成し、生徒が相談しやすい雰囲気づくりを行う。
- ② 教員は、進路指導や定例教育相談など、教員が行う日常的な生徒支援の機会を活用し、生徒の言葉にならない声に気づくよう心がける。
- ③ すべての生徒が深刻な問題を抱える可能性があることを前提として、教員は日常的な生徒との関わりを行い、教員間で情報交換を行い、チームとしての多角的な生徒理解を促進させ、必要に応じて、役割分担に基づいた対応を行う。

個々の生徒に応じた支援

- ① 教員は、すべての生徒がそれぞれに多様なパーソナリティ、能力、資質を有することを前提に生徒と関わる。
- ② 学校は、複数の教員の視点を通し、かつ専門職とも連携して、生徒支援を行うことができるような体制づくりを行う。
- ③ 学校は、問題を抱えている生徒の支援においては、各種専門職とも協働して、適切なケースマネジメントを行う機会を設ける。

多様な生徒(援助希求を実行に移せない生徒)に対する支援

- ① 援助希求の不得手な生徒がいることを前提として、教員は、自身が担当する場面(学級・部活動など)において生徒支援の最前線にいることを認識し、日常的な出欠席の管理やアンケート集約などを行い、必要に応じた連携を行う。
- ② 気になる状況が見られる生徒については、養護教諭や専門職も含めた教職員間で連携しておく。また、生徒の課題に気づく力量を高められるよう研修を行う。

学校の役割(管理職・全教職員・生徒支援担当・学級担任・専門職)

- ① 教育相談等の担当者は、生徒支援が適切に行われているかについて、文部科学省の示すチェックポイントなどのようなツールを利用して、客観的な評価を定期的に行う。
ツール例：1) 問題に気づいた人が、問題を全体に投げかけられる雰囲気がありますか。2) 教育相談担当者や養護教諭が連携の中心になっていますか。3) 教育相談担当者と生徒指導担当者との連携はとれていますか。4) 一人で抱え込まずに、チームで支援する体制になっていますか。5) 話し合いが継続的に行われるようなシステムができていますか。6) 事例検討会を実施していますか。7) スクールカウンセラーや学校医との連携はとれていますか。8) 学校内だけで対応するのではなく、専門機関を積極的に活用していますか。[文部科学省、「教育相談を見直すためのチェックポイント」(2009年)]
- ② 学校は、教育相談をはじめとする生徒支援の担当者による客観的な評価が適切に行われていることを、専門職と連携しながら管理・指導し、必要に応じて教員全体で研修する機会を設ける。

(5) 自死事案発生後の遺族との関わり

基本調査と遺族対応の基本

- ① 生徒の自死事案発生後は、学校等は、できる限り速やかに遺族と面談し、遺族に対し、自死の原因に関する基本調査を実施する方針を伝えた上で、遺族の意向を確認しながら、その実施時期、実施方法及び基本調査の一応の終了見込みについて説明を尽くすこと。また、基本調査の流れや、その後の詳細調査の流れなど生徒自死事案の背景調

査に関するフローの全体像を提示する。

- ② 学校等は、基本調査の実施方法に関し、遺族の意向をできる限り尊重すること。なお、基本調査において、当該自死事案に関わった疑いのある教職員は調査を担当するメンバーに参画させない。
- ③ 学校等は、遺族から基本調査を途中で打ち切ってもらいたいという要望が出されたとき、または、基本調査が終了したときは、遺族が詳細調査について具体的にイメージができるように適切に情報提供した上で、詳細調査への移行について遺族の意向を確認する。
- ④ 学校等は、遺族が詳細調査の実施を要望したときは、遺族の意向を反映しながら、詳細調査の実施主体や調査組織の在り方を決めること。調査組織には、利害関係者が参画しないようにする。

学校内での情報共有の在り方の見直しと平時からの備え

- ① 本件学校及び県教委は、生徒が自死するという事案が発生したときに備えて、平時から、危機管理の専門家の助言のもとで、本件学校や県教委内で、誰にどのような情報を共有するかの大枠を決めておき、そのような事案が発生したときを想定した対応シミュレーションをしておく。
- ② 上記①の実施は、学校管理職によるリーダーシップのもとで行う。

遺族の心情の理解

- ① 遺族の対応に当たる際は、遺族の心情を十分に理解しておく。
- ② 自死という衝撃的な出来事が周囲に与える心理的影響について、対応マニュアルに記載し、事案発生時だけでなく、平時からそれを学習しておく。
- ③ 事案発生後は、弱い立場に置かれた遺族が、様々な心理状態（怒り、自責、孤立感、無力感、不全感、自己効力感低下など）もあいまって、ある程度“構造的に”学校や教育委員会に対して不信感を抱きやすくなっていることに留意し、不信感を醸成したり、更に強めたりすることにならないよう、真摯かつ率直に（包み隠さず）遺族とコミュニケーションを取る。

(6) 岡山県教育委員会による支援体制

生徒自死後の対応について

- ① 生徒が自死するという事案が発生したとき、学校設置者は、その設置下の学校が文部科学省の指針に基づいた対応ができているかを監視すること。その際には、以下(i)から(viii)に特に注意する。
(i) 学校が遺族と密に連絡を取り合い、遺族の意向を確認しながら対応に当たられて

いるか、(ii)遺族対応に不適切なところがないか、(iii)学校が基本調査に速やかに着手できているか、(iv)基本調査の実施方針や実施過程に問題はないか、(v)学校が他の生徒に対する心理面等での影響を踏まえた対応ができているか、(vi)学校の関係者に対する情報共有は適切になされているか、(vii)マスクミ対応は適切に行われているか、(viii)学校が当該事案に関係しそうな教職員や生徒を早期に把握した上で、その教職員や生徒に対して必要な措置を講じることができているか(例えば、部活動に関係する疑いがある事案では、その部活動の停止を検討すべきである。)

- ② 学校設置者は、学校等の側で遺族対応に当たる者が、遺族の心情に寄り添った対応ができているかを監視する。

自死の調査に関して

- ① 学校設置者は、学校が生徒自死の背景調査を行う場合において、学校任せにするのではなく、学校が文部科学省の指針に基づいて適切に対応できているかを監視し、学校に対して適宜必要な助言をすること。その助言をする際には、遺族の意向を踏まえる。
- ② 遺族から、詳細調査の実施の要望がなされたときは、速やかに、学校から独立した調査組織による調査が開始されるよう尽力する。

第三者委員会の設置主体について

- ① 学校事故に関する調査組織を設置する際には、被害者・遺族の意向を十分に汲みながら、調査活動の中立公正性を担保する仕組みも併せて講じられるべきであり、その設置主体を首長部局とすることが積極的に検討されるべきである。
- ② 学校事故に関する調査組織の事務局の在り方については、本事案(教育委員会事務局職員と首長部局職員とが参画する事務局)が参考にされるべきである。

(7) 提言の実現に向けて

本件学校及び岡山県教育委員会の今後の在り方

当委員会は、本件学校及び県教委が、本報告書で示した再発防止に向けた本件提言を厳しく受け止め、本事案に真摯に向き合い、その中で得られた反省と教訓を踏まえて、すべての関係者が自らの問題ととらえて、改めてそれぞれの職責を再確認するとともに、主体的かつ積極的に、直ちに、具体的な再発防止策について検討し、その実施に向けた取り組みを始めることを切に望む。

今後、本件学校及び県教委は、本件提言が確実に実行できるような体制を築いていくことが求められる。そのためには、県教委の適切な主導のもとで、本件学校の実情に配慮しながら、本件提言において示した課題を一つ一つ確実に実行し、随時、進捗状況を公表するとともに、その実行に対して、第三者からの評価・検証が行わ

れるようにすることが必要である。生徒自死に関する調査報告書の提言を受けた再発防止策の進捗状況を第三者が評価・検証する委員会が設置されている例もある。

同時に、遺族は、当事者の立場に置かれた者にしかわからない切実な思いや、実体験から得た鋭い視点を持つ存在である。そうである以上、遺族は、本件提言の実施状況についても、具体的な内容や進捗を知る必要があり、その上で、遺族の意見を踏まえて、本件提言の実現の方向性が決められていくべきである。本件学校及び県教委は、遺族に対して可能な限りの情報を開示するとともに、遺族と一緒に再発防止策を考えていく姿勢が強く望まれる。

実践例から学ぶこと

視野を広くして、他の自治体や学校の実践を参考にすることも有効である。

部活動での体罰根絶のための活動の展開の一例として、大阪市立桜宮高等学校（以下「桜宮高校」という。）と尼崎市立尼崎高等学校（以下「尼崎高校」という。）の実践を紹介する。

桜宮高校は、平成24年12月に部活動での体罰が原因で生徒が自死した問題を受けて、大阪市教育委員会が策定した「大阪市部活動指針（プレイヤーズ・ファースト）」に基づき、体罰・暴力行為を許さない開かれた学校づくりに取り組んできた。桜宮高校と同様、部活動が盛んで、勝利至上主義など重なる部分が多かったとされる尼崎高校は、令和2年に部活動での体罰が相次いで発覚した。

令和2年12月22日、両校は、互いの学校の特色を生かし、高校教育の充実及び発展のため、交流を通じて相互に協力し、互いの理解と連携を深めるとともに、市民（地域）が誇る高等学校となることに寄与することを目的として友好連携に関する協定を締結した。

今後の両校の取り組みやアイデアは、本件学校においても、生徒の自主性を尊重した部活動の在り方等のモデルとなることが期待される。

岡山県教育委員会及び本件学校は、本事案のような悲劇を二度と繰り返さないために、すべての関係者が、自殺予防に関する正確な知識と自死対策に取り組む多様な実践例を謙虚な姿勢で学ぶことが重要である。

当委員会は、こうした関係者の努力が着実に積み重ねられることによって、本件学校が本当の意味で魅力ある学校に変わっていくことを心から願う。

おわりに

当委員会における調査では、本件生徒の自死という痛ましい結果の直接の原因について可能な限り究明し、考えうる最も有力な外的要因を認定するとともに、本件学校及び県教委の対応における問題点を明らかにしたが、遺族が知りたいと考える事実すべてを解明することはできなかった。

これは、本事案発生から当委員会の発足までに6年以上、調査終了時点では8年以上もの年月が経過していたことが大きな要因の一つであったと言わざるを得ない。当委員会としても、できる限り迅速な調査審議に努めたが、関係者の記憶が減退することは避けられず、全国各地に居住する元生徒らに対する調査も困難な状況の中で慎重に検討を重ねる必要もあり、その結果、本報告書の提出まで約2年半もの期間を要することとなった。

遺族は、我が子の突然の死という事実を受け入れることができず、なぜ我が子が自死を選ばなければならなかったのか真実を知りたいという思いを抱え、時が止まったまま今日に至っている。我が子を自死により亡くした親であれば、その原因や背景を知りたいと思うのは当然の心理である。本来であれば、本事案発生後速やかに本件学校及び県教委が自死の原因やその背景を調査すべきであった。それがなされないから、遺族は、県教委に対して第三者による調査を求めるほかなかったのである。その時点で、県教委は、主体的に第三者委員会を設置して遺族の思いに応えるべきであった。しかし、本事案については、遺族が第三者委員会の設置を要望しているにもかかわらず、それが一向に実現しないまま長い年月が流れていった。そうした現実に対して、遺族は二人三脚で協力して立ち向かい、知恵を出し合ってようやく当委員会の設置を実現させたのである。

当委員会は、遺族と意見交換を重ねる中で、その要望が合理性を有するものであり、無理なことを押し通すものではないことを実感している。それにもかかわらず、遺族は、本件学校や県教委等を擁護する立場の人々から心無い扱いを受けたことも少なくなかったとのことである。遺族が、辛抱を重ねて苦難の日々を過ごしながらも、我が子に起きた事の真相を明らかにし、我が子の尊厳を回復するために諦めずに行動し続けたことに、当委員会は敬意を表す。

以上